



# 島根県報

令和4年12月2日(金)

号外第139号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の供用開始(2件)

(道路維持課) 2

**告 示****島根県告示第756号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年12月2日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	191号	益田市美都町山本イ1803番1地先から同イ322番2地先まで	メートル 120.00	令和4年 12月2日	益田県土整備 事務所	

## 島根県告示第757号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年12月2日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	米子広瀬線	安来市伯太町安田1261番1地先から同1265番3地先まで	メートル 136.90	令和4年 12月2日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	
〃	〃	安来市伯太町安田1274番2地先から同番1地先まで	14.00	令和4年 12月2日		